

静岡市アリーナ整備・運営事業 入札説明書等(修正版)新旧対照表

●要求水準書

No	該当箇所				項目名等	修正前(令和7年8月8日 当初版)	修正後(令和8年1月13日 修正版)
	頁	章	節	項			
1	19	2	I	1	(5)ア(イ)bサブアリーナ	・天井有効高さは、バレー・ボール・バスケットボール等の利用を想定し、床面から照明設備等の下端までの有効高さとして12.5m以上確保すること。	・天井有効高さは、バレー・ボール・バスケットボール等の利用を想定し、床面から照明設備等の下端までの有効高さとして 10.0m 以上確保すること。

●様式集(関連様式)Word 新旧対照表

No	該当箇所				項目名等	修正前(令和7年9月16日 修正版)	修正後(令和8年1月13日 修正版)
	頁	章	節	項			
1	52	-	-	-	【様式G-1】資金調達計画及び収支計画	<input type="checkbox"/> 資金調達に関するもの 融資条件、融資確認書	<input type="checkbox"/> 資金調達に関するもの 融資条件、 資金調達の妥当性が確認できる書面

●特定事業契約書(案) 新旧対照表

No	該当箇所				項目名等	修正前(令和7年9月26日 修正版)	修正後(令和8年1月13日 修正版)
	頁	章	節	条			
1	3	1	-	10	第10条2	前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、設計・建設費の10分の1としなければならない。	前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、設計・建設費の10分の1 以上 としなければならない。
2	4	1	-	10	第10条8		8 前各項の規定にかかわらず、事業者は、以下の各号の規定に従うことにより、本条に基づく契約の保証を履行することができるものとする。 (1)第1項第4号に規定する保証事業会社の保証に係る保証契約又は同項第6号に規定する履行保証保険契約を、設計企業又は建設企業の全部又は一部に締結させる。 (2)事業者と設計企業又は建設企業との間での設計業務又は建設業務に係る契約の締結後速やかに設計企業又は建設企業をして前号の保証契約又は履行保証保険契約を締結させ、当該締結後直ちにその保証証書等又は保険証券を本市に寄託する。 (3)事業者は、第1号に基づき締結された保証契約又は履行保証保険契約に関し、当該保証契約に基づき事業者に支払われる保証金に係る保証事業会社に対する請求権又は当該履行保証保険契約に基づき事業者に支払われる保険金に係る保険会社に対する請求権に対し、事業者の本市に対する本契約に基づく一切の金銭債務を被担保債務とする質権を本市のために設定する。当該質権の設定費用は事業者が負担する。 (4)その他、前三号に規定するもののほかは、前各項の規定に従う。
3	8	3	-	19	第19条1	本市及び事業者は、本事業についての連絡調整、協議等を行うことを目的として、本市及び事業者の間での会議体を設置する。	本市及び事業者は、本事業についての連絡調整、協議等を行うことを目的として、本市及び事業者の間での会議体を設置する。また、本市及び事業者は、当該会議体に加え、第三者により構成される機関(以下「第三者機関」という。)を設置することができる。この場合における、その委員の選任方法、運用方法及びその他の必要事項は、別途本市と事業者が協議して定める。
4	8	3	-	19	第19条2	本市は、本事業及び本市によるモニタリングに関して、第三者により構成される機関を活用することができる。	前項の第三者機関とは別に、本市は、必要に応じ、本事業及び本市によるモニタリングに関して、第三者により構成される機関を活用することができる。

No	該当箇所				項目名等	修正前(令和7年9月26日 修正版)	修正後(令和8年1月13日 修正版)
	頁	章	節	条			
5	33	10	1	77	第77条1	事業者は、保証事業会社との間において、本契約に規定された建設工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を本市に提出して、別紙7(設計・建設費の支払方法)の定めに基づき、第7項に規定する額の範囲において、前払金の支払を本市に請求することができる。	事業者は、保証事業会社との間において、 設計企業又は建設企業の全部又は一部をして 、本契約に規定された建設工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結 させ 、その保証証書を本市に提出して、別紙7(設計・建設費の支払方法)の定めに基づき、第7項に規定する額の範囲において、前払金の支払を本市に請求することができる。 この場合において、事業者は、保証契約に基づく保証金が事業者に支払われることに鑑み、本市が事業者に対して取得し得る前払金返還請求権等の債権が保全されるよう、本市が求める措置(事業者が本市に対して取得し得る未完成出来高に係る代金請求権との間の相殺や保証金の支払に係る振込指定を含むが、これらに限られない。)に対し、可能な限り協力しなければならない。
6	34	10	1	78	第78条1	事業者は、前条(設計・建設費の前金払)第3項の規定により受領済の前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を本市に提出しなければならない。	事業者は、前条(設計・建設費の前金払)第3項の規定により受領済の前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ 保証契約を締結した設計企業又は建設企業をして 保証契約を変更 させ 、変更後の保証証書を本市に提出しなければならない。
7	65	-	-	-	別紙4 保険	本施設等について、火災等に起因する損害を担保する。	本施設等について、火災等に起因する損害を担保する。 火災保険は事業者による費用負担を前提としたうえで、事業者が任意の保険に加入する方法のほか、市が保険・共済等に加入する方法も選択可能とする。 市が保険・共済等に加入する方法を選択する場合、加入する保険・共済等は市が定め、諸手続きの詳細については、加入前に市と事業者で協議して定める。 なお、市が保険・共済等に加入する方法を選択する場合、事業者の過失に起因する損害など補償の対象外となる部分については、事業者において別途、保険に加入する等の対応を行うこと。
8	65	-	-	-	別紙4 保険	保険契約者は、事業者又は運営企業及び維持管理企業とする。	保険契約者は、事業者又は 市 とする。
9	76	-	-	-	別紙7 設計・建設費の支払方法		・なお、物価変動による設計・建設費の改定の基準は入札公告日の属する月とし、入札公告日の属する月の指標値を基準とする。物価変動による設計・建設費の改定の請求を再度行う場合は、前回改定時に用いた指標値を基準とする。